

[講演要旨] 1793 寛政西津軽地震に関する一考察(その1)

弘前大学 白石 睦弥

弘前大学農学生命科学部地域環境工学科 檜垣 大助

弘前大学農学生命科学部地域環境工学科 古澤 和之

§1. はじめに

寛政西津軽地震は、寛政四年十二月二十八日(1793年2月8日)昼八ツ時(午後2時半)頃に発生した地震で、その直後に津波も発生した。主な被災地域は鱒ヶ沢・深浦を中心とする津軽領西海岸の湊町や村である。

本報告では、主に弘前藩の史料により、同地震による主に人的被害を中心とした被害及び弘前藩の対応について検討する。

§2. 寛政西津軽地震の人的被害

「要記秘鑑」(弘前市立弘前図書館蔵)には、寛政五年二月条に「右地震ニ付、弘前町々破損并在浦々津浪・山崩等ニ而、潰死人馬并潰家、其外破損所調、寛政五年二月朔日御登セニ相成候」とあり、被害について翌年の二月に入ってから江戸に被害報告がなされており、「御国日記」には被害一覧が記されている。

被害の中で興味深いのは、山崩れによる天然ダム(河道閉塞)の形成や300cm以上の海岸隆起といった地形の変化が見られるにもかかわらず、人的被害が少ないという点である。

河道閉塞地点からほど近い松原集落での墓石調査において、寛政年間の死者を確認することはできなかった。しかし、明らかに天明年間の死者が多く刻まれており、もともと人口の少ない支村である松原村では天明飢饉の際に既に人口が極端に減少していた可能性が考えられる。それは津軽領全域について言えることでもある。

当該地震は冬期に発生した災害であり、また地震発生から雪の続いていたことに鑑みても倒壊率の上昇は否めない。また、飢饉後のように生活が貧弱になれば、被災しやすい環境にあると考えられ、その上で死者の少ない状況は、当時の村落の人口の少なさを示しているのではないかと。

§3. 弘前藩の対応—祈祷と占日を中心に—

災害対応についてはこれまで御救いや物的な復興について検討されることが多かったが、本報告では弘前藩の精神的な災害対応・人心統制と取り締まりの対象となった災害に関する民間信仰や治安状態に

についても検討する。

3.1 弘前藩の祈祷

弘前藩は当該地震を重くとらえており、地震発生の翌日に「重き御祈祷」を命じていたことが「御国日記」に記されている。しかも、五山や両社(弘前神明宮・弘前八幡宮)をはじめ、藩主家の菩提寺である長勝寺など多くの有力寺社に「御武運長久」「国家安全」の祈祷を同時に命じているのである。

弘前藩では、地震などの災害発生の際に、度々有力寺社に祈祷を命じており、それは災害が国家安全を阻害するほどの事態であると、同藩が認識していたことに他ならない。この「国家安全」祈祷は、近世津軽領最大の地震とされる明和三年(1766)の明和津軽地震や、元禄飢饉・天明大飢饉、寛政期の異国船来航などに際して執行されたものと同様である。同地震は対外危機や食糧危機などの国家的危機と同等、もしくはそれに準ずるものとして捉えられていたと言えよう。

3.2 津軽領内の占日

先述の公式な祈祷と対照的に見られるのが、「占日(卜日)」という、今後の災害発生の日時について占いをする民間宗教者である。弘前藩に限らず、宗教者は領主権力の手中でしか活動を許されておらず、このような民間宗教者は非公認のものであった。デマや虚説は災害が発生すると必ずと言って良い程見られるものであり、特に津軽地域では藩非公認の「イタコ」など伝統的に民間祈祷や占いを行う者がおり、このような虚説が出回る原因となった。

被害の大きかった地域よりも、城下などの都市部を中心に活動していた民間宗教者について、弘前藩は人心を動揺(「人情動」「人気を相驚」)させて不届きであるとしており、そのような者は取り締まりの対象となった。藩庁が最も恐れたのが、人心の動揺による騒動の発生と領内の治安悪化であった。

しかし、治安の悪化についても、「投火」(放火)が確認され、藩では町同心に吟味を申し付けた。この顛末は、平素から不人情者であった久次郎という者が疑わしいとして捕らえられ入牢となった。久次郎は、はっきりした証拠があって下手人とされた訳ではなく、人心の動揺を防ぐため、藩庁はとにかく放火犯を捕獲しなければならなかったようである。